

政策Ⅱ-1-(4)-②

1. 政策及び16年度重点施策等

政策	会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化
16年度重点施策	会計制度の国際的対応の促進
参考指標	EUに対する日本の会計基準を引き続き受け入れることに向けた働きかけの実施状況、関連制度（法令、会計基準及び監査基準等）の整備状況

2. 政策の目標等

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	国民が金融サービスを適切に利用できること
重点目標	企業内容の情報開示が十分行われていること

3. 政策の内容

我が国会計基準は、企業会計審議会等において、ここ数年精力的に改訂がなされ、諸外国に比べても遜色のないものとなってきています。しかし、一方経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に的確に対応しつつ着実な基準整備を促していく必要があると考えています。

4. 現状分析及び外部要因

近年、会計基準についての国際的なコンバージェンスの動きが顕著となっています。具体的には、

- ① 国際会計基準審議会 (IASB) は、国際的な会計基準のコンバージェンスを目指して、国際会計基準 (IAS) の整備を進めています。
- ② 欧州連合 (EU) は、2005 年から域内上場企業の連結財務諸表の作成にあたり、国際会計基準の採用を義務付けており、また、域外の上場企業についても 2007 年以降、国際会計基準又はこれと同等の基準の使用を義務付けることとしています。これに関連し、EU は第三国の会計基準について同等性評価を行うこととしています。
- ③ 米国財務会計基準審議会 (FASB) と IASB との間で、2002 年 9 月の合意 (ノーウォーク合意) に基づき、コンバージェンスに向けた取組みが進められています。

こうした環境の変化の中で、国際的な調和の観点を踏まえた我が国会計基準の整備・改善を図ることが重要となっています。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

① 国際会計基準への対応

国際的な会計基準のコンバージェンスの動きを踏まえ、以下の対応を行いました。

ア. EU 関係者等に対し、官民関係者とともに、我が国会計基準に関する説明を行うなど、その受け入れについての働きかけを行ないました。

イ. 国際会計基準審議会 (IASB) の運営を行う国際会計基準委員会 (IASC) 財団の定款見直しの策定において、官民関係者とともに、コメントレターの発出及び公聴会での意見陳述を通じて、バランスのとれたメンバー構成や適切な基準設定のデュープロセスを求めて積極的意見発信を行いました。

ウ. 国際的な会計、監査、開示等の基準の策定に係る証券監督者国際機構 (IOSCO) 等の国際会議に出席し、我が国からの積極的意見の発信を行ないました。

② 財務会計基準機構 (FASF)・企業会計基準委員会 (ASBJ) との連携

ア. 財務会計基準機構 (FASF)・企業会計基準委員会 (ASBJ) は、国際会計基準審議会 (IASB) とのコンバージェンスに向けた共同プロジェクトを開始し、初回会合を平成 17 年 3 月に東京で開催しました。同プロジェクトにおいては、関連当事者の開示、セグメント情報等の 5 項目を第 1 フェーズの検討項目として合意し、専門委員会等を立ち上げの検討を開始しています。金融庁も ASBJ のこうした取組みを支援しています。

イ. 企業会計基準委員会 (ASBJ) において、平成 16 年 11 月に「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告) が取りまとめられたほか、平成 17 年 3 月には「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」及びその適用指針が取りまとめられました。金融庁は企業会計基準委員会の会議にオブザーバーとして出席しこうした会計基準の整備を支援しました。

(2) 評価

① 我が国会計基準の国際会計基準 (IAS) との同等性が認められるよう、官民関係者と緊密な連携を図りつつ、EU 関係者に対して、我が国会計基準の説明を積極的に行った結果、以下の成果が得られています。

ア. 我が国を含む域外の EU 上場企業への国際会計基準の義務づけの時期が 2005 年から 2007 年に延期されました。

イ. 同等性評価の対象として、我が国会計基準が米国基準及びカナダ会計基準とともに、世界の主要な会計基準として明示されました。また、EC からの検討指示を受けている欧州証券規制当局委員会 (GESR) が平成 17 年 7 月 5 日に公表した「第 3 国会計基準と国際会計基準との同等性に関する技術的助言」において、

我が国会計基準が、米国基準及びカナダ基準とともに、一定の補正措置（追加的な情報開示）をとる必要があるとされているものの、国際会計基準と全体として同等と評価されています。

- ② また、国際会計基準審議会 (IASB) の運営を行う国際会計基準委員会 (IASB) 財団において採択された定款変更の内容は、国内の官民関係者の働きかけの結果、評議員のアジア・オセアニア枠が4名から6名に拡大され、評議会による基準設定のデュープロセスの監視機能が強化される等全体として評価されるものとなっています。
- ③ 「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」及びその適用指針並びに「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告)の策定により、これらの点に関する会計処理の明確化が図られました。

6. 今後の課題

(1) EU による日本の会計基準にかかる同等性評価については、欧州証券規制当局委員会 (CESR) による技術的助言を受けて、EC が 2005 年末又は 2006 年初めに、最終決定を行う予定とされており、我が国会計基準の同等性が認められるよう、民間関係者と連携・協力して、EU 関係者に対する働きかけを続ける必要があります。

また、更に、会計基準等をめぐる国際的な議論に引き続き積極的に参画し、情報発信することが必要と考えます。企業会計基準委員会 (ASBJ) と国際会計基準審議会 (IASB) との間で開始された共同プロジェクトについても支援していく必要があります。

(2) 財務会計基準機構・企業会計基準委員会での会計基準、実務指針などの整備改善について主体的な取組みを促すとともに、国際的な対応を含めた活動を引き続き支援する必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて効果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 会計基準等の整備状況
- ・ 平成 16 事務年度の企業会計審議会の開催状況

10. 担当部局

総務企画局企業開示課